

新型コロナウイルス感染者が判明した場合の本市公立小・中学校の対応について

四日市市教育委員会

事 例	学 校 の 対 応
<b>①</b> お子さんが新型コロナウイルスに感染した	○治療が終わるまで出席停止とします。 * 病院や保健所の指示に従ってください。 ○学校を臨時休校（3日程度）とします。 （消毒作業・濃厚接触者についての調査）
<b>②</b> お子さんが濃厚接触者となった	* 保健所の指示に従ってください。 （PCR検査等） ○同居するきょうだい（学校に在籍）に、お子さんのPCR検査の結果がわかるまで自宅待機を依頼します。 （その場合は、出席停止扱いとします。）
⇒検査結果が陰性の場合	○お子さんが感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間を出席停止とします。 ○同居するきょうだい（学校に在籍）は、登校できます。
⇒検査結果が陽性の場合	※「 <b>①</b> お子さんが新型コロナウイルスに感染した」と同様です。
<b>②-2</b> 校内の児童生徒または教職員が、新型コロナウイルスに感染した	○学校を臨時休校（3日程度）とします。 （消毒作業・濃厚接触者についての調査）
⇒「校内での感染拡大が見られない」と判断された場合	○学校を再開します。
⇒「校内での感染拡大の恐れがある」と判断された場合	○一定の期間（最大2週間）、学級閉鎖（状況によって学年閉鎖・臨時休校）とします。
<b>③</b> お子さんの同居家族が感染した（検査結果が陽性であった） * <u>お子さんは濃厚接触者となります。</u>	※「 <b>②</b> お子さんが濃厚接触者となった」と同様です。
<b>④</b> お子さんの同居家族が濃厚接触者となった	○家族の方のPCR検査の結果がわかるまで、お子さんに自宅待機を依頼します。 （その場合は、出席停止扱いとします。） ○検査結果が陰性の場合、登校できます。

※状況によっては、変更する場合があります。